公立大学法人首都大学東京 総務部 人 事 課 長 会計管理課長

## マイナンバー制度導入に係るお知らせ

平成27年10月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、マイナンバー制度がはじまります。

これにより、下記のとおり全国民及び日本に住民票をお持ちの外国人(中期在留者、特別永住者等)の皆様に12桁のマイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」が送付され、平成28年1月から、順次、税や社会保険の手続きにマイナンバーが必要となります。

つきましては、平成28年1月以降、マイナンバーの提出について別途依頼しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

# 1 マイナンバーの通知

平成27年10月以降、住民票を登録している区市町村から住民票の住所の世帯毎に、マイナンバーを記載した「通知カード」が、順次、簡易書留で郵送されます。 住民票の住所をご確認の上、お住まいの住所と同一でない場合は、区市町村で住民票の変更手続きを行うなど通知カードが受領できるよう手続きをお願いします。

#### 2 マイナンバーが必要な手続き

平成28年1月以降、教職員及びその扶養親族、臨時職員(学生含む)の皆様のマイナンバーの提出をお願いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

### <マイナンバーが必要な主な手続き>

○源泉徴収票の発行

- (H28.1以降の給与支払分から)
- ○雇用保険の資格取得や喪失の申請
- (H28.1以降申請分から)
- ○健康保険・年金の資格取得や喪失の申請(H29.1以降予定)

## <参考>

- ○マイナンバー社会保障・税番号制度(内閣官房)
  - http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
- ○マイナンバー制度の周知文(26ヶ国語)(内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html

- ○マイナンバー制度問い合わせ(内閣官房 全国共通ナビダイヤル)
  - $\cdot 0570-20-0178$  (繋がらない場合050-3816-9405)
  - 英語・中国語・韓国語等対応0570-20-0291

(担当)総務部人事課給与福利係 総務部会計管理課会計係